（障害の状態に該当していない者の特例一時金の特例）

第五条　平成三十年改正法施行日の前日において次の各号に掲げる特例年金給付を受ける権利を有している者（同日において一年以上の旧農林共済組合員期間を有している者に限る。）が同日においてそれぞれ当該各号に定める障害の状態に該当していない場合は、当該者は、平成十三年統合法附則第三十条第一項の規定の適用については、同項第二号に該当する者とみなす。

一　特例障害共済年金　廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態

二　特例障害年金　平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態

三　特例障害農林年金　厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態

第六条から第二十六条までを削る。

第二十七条中「第五条第二項の規定により農林水産大臣が指定した法人」を「次の各号のいずれかに掲げる法人で農林水産大臣の指定を受けたもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　平成十三年統合法の施行の日（次号において「平成十三年統合法施行日」という。）における農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。同号において同じ。）が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項若しくは第八十八条第一項、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の三第一項、第百条の十五第一項若しくは第百条の二十第一項又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条の三第一項に規定する組織変更を行った場合における当該組織変更後の法人

二　平成十三年統合法施行日における農林漁業団体等又は前号に掲げる法人と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして農林水産省令で定める要件に該当する法人

第二十七条に次の一項を加える。

2　前項の指定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十七条を第六条とする。

第二十八条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第二十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「平成十三年統合法附則第二十五条第四項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ」を削り、「当該給付として」を「特例一時金として」に、「給付に係る」を「特例一時金に係る」に改め、「を合算した額」を削り、同条第二項中「の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る当該給付」を「に支給された当該特例一時金」に、「給付の額の総額」を「特例一時金の総額」に改め、同条第三項中「給付」を「特例一時金」に改め、同条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「特例年金給付」を「特例一時金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項を同条第六項とし、同条を第八条とし、同条に見出しとして「（国の補助）」を付する。

第三十条及び第三十条の二を削り、第三十一条を第九条とする。

第三十二条を削る。

第三十三条の見出し中「特例年金給付」を「特例一時金」に改め、同条中「特例年金給付に」を「特例一時金に」に改め、同条の表国民年金法の項中「保険給付（」を「保険給付若しくは」に、「附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付を含む。）」を「附則第三十条第一項に規定する特例一時金」に改め、同表厚生年金保険法の項中「。以下この号において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第四項」を「）附則第三十条第一項」に、「特例年金給付（第百条の二第三項において単に「特例年金給付」という。）の受給権者（最後に障害状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した平成十三年統合法附則第三十六条第一項に規定する特例障害共済年金の受給権者若しくは平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）又は最後に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「旧障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して旧障害状態に該当することなく三年を経過した平成十三年統合法附則第四十一条第一項に規定する特例障害年金の受給権者（現に旧障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）」を「特例一時金（同項第一号に掲げる者及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条の規定により同項第二号に掲げる者とみなされた者に支給されるものに限る。以下この号において同じ。）を受ける権利を有する者若しくは特例一時金の支給を受けた者」に、「特例年金給付若しくは」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第三十条第一項に規定する特例一時金若しくは」に改め、同表なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の項からなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の項までの規定中「附則第二十五条第四項」を「附則第三十条第一項」に、「特例年金給付」を「特例一時金」に改め、同条を第十条とする。

別表第一から別表第三までを削る。

（健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「及び特例年金給付（同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの」を削る。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十八条第七号

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第五条第七号

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の七第六号中「平成十三年統合法附則第十六条第四項」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項」に改め、「並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。第六条の六第七号において同じ。）」を削る。

第六条の六第七号中「、特例障害農林年金」を削る。

（国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「及び特例年金給付（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの」を削る。

一　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の九第二項第七号

二　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の六第二項第七号